様式第9号(第8条関係)

岐阜市告示第170号

要措置区域の公示について

土壌汚染対策法第6条(第2項・第5項)の規定により、下記のとおり要措置区域を(指定・解除)した旨、告示します。

令和元年 6月14日

岐阜市長 柴橋 正直

記

1 (指定・解除)理由

土壌汚染対策法施行規則第31条の基準に適合する。

2 (指定・解除)区域

岐阜市黒野字二の丸328-8の一部、707-2の一部 (別添のとおり)

- 3 当該要措置区域において指定基準に(適合しない・適合する)特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 4 講ずべき指示措置・講じられた実施措置

土壌汚染の除去(基準不適合土壌の掘削による除去)



図1 要措置区域の位置図

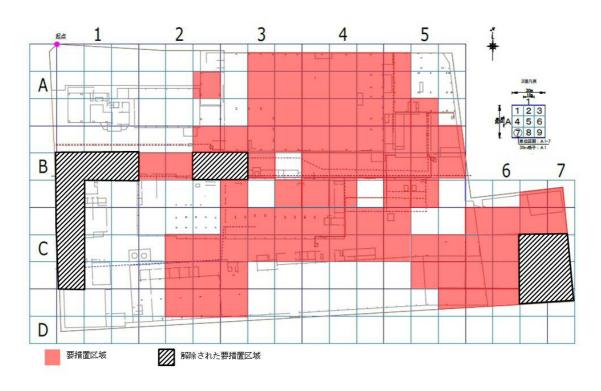


図2 要措置区域図